

第2条 次に掲げる通知の規定中「㊥」を削る。

- 一 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）第1号様式及び第2号様式

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。